

議案第5号

木津川市における太陽光発電設備に関する条例の一部改正について

木津川市における太陽光発電設備に関する条例（令和2年木津川市条例第26号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年2月24日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」が、再生可能エネルギーの利用を総合的に推進する観点から「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に改正され、令和4年4月1日から施行されることに伴い、引用条項ずれ等の所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市における太陽光発電設備に関する条例の一部を改正する条例
(案)

木津川市における太陽光発電設備に関する条例（令和2年木津川市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に、「第2条第3項」を「第2条第2項」に、「同条第4項第1号」を「同条第3項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

参考資料（議案第5号）

木津川市における太陽光発電設備に関する条例の一部を改正する条例

（案）新旧対照表

(新)	(旧)
第1条 (略)	第1条 (略)
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) <u>太陽光発電設備</u> <u>再生可能エネルギー</u> 電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号） <u>第2条第2項</u> に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、 <u>同条第3項第1号</u> に規定する太陽光を再生可能エネルギー源とする設備（送電に係る電柱等を除く。）をいう。	(1) <u>太陽光発電設備</u> <u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法</u> （平成23年法律第108号） <u>第2条第3項</u> に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、 <u>同条第4項第1号</u> に規定する太陽光を再生可能エネルギー源とする設備（送電に係る電柱等を除く。）をいう。
(2)～(7) (略)	(2)～(7) (略)
第3条～第14条 (略)	第3条～第14条 (略)